

○学校法人関西学院寄附行為

昭和25年1月7日

理事会決定

## 第1章 総則

(名称)

第1条 この法人は学校法人関西学院と称する。

(事務所)

第2条 この法人は主たる事務所を兵庫県西宮市上ヶ原一番町1番155号に置く。

## 第2章 目的及び設置する学校

(目的)

第3条 この法人は教育基本法及び学校教育法に従いキリスト教主義に基づいて教育を施すことを目的とする。

(設置する学校)

第4条 この法人は前条に規定する目的を達成するため、次に掲げる学校を設置する。

### 1 関西学院大学

神学部

文学部（文化歴史学科、総合心理科学科、文学言語学科）

社会学部（社会学科）

法学部（法律学科、政治学科）

経済学部

商学部

理工学部（数理科学科、物理学科、先進エネルギーナノ工学科、化学科、環境・応用化学科、生命科学科、生命医化学科、情報科学科、人間システム工学科）

総合政策学部（総合政策学科、メディア情報学科、都市政策学科、国際政策学科）

人間福祉学部（社会福祉学科、社会起業学科、人間科学科）

教育学部（教育学科）

国際学部（国際学科）

理学部（数理科学科、物理・宇宙学科、化学科）

工学部（物質工学課程、電気電子応用工学課程、情報工学課程、知能・機械工学課程）

生命環境学部（生物科学科、生命医科学科、環境応用化学科）

建築学部（建築学科）

大学院（神学研究科、文学研究科、社会学研究科、法学研究科、経済学研究科、  
商学研究科、理工学研究科、総合政策研究科、言語コミュニケーション文化研究  
科、人間福祉研究科、教育学研究科、国際学研究科）

専門職大学院（司法研究科（法科大学院）、経営戦略研究科）

- 2 関西学院短期大学（保育科）
- 3 関西学院高等部 全日制課程（普通科）
- 4 関西学院千里国際高等部 全日制課程（普通科）
- 5 関西学院中学部
- 6 関西学院千里国際中等部
- 7 関西学院初等部
- 8 関西学院幼稚園
- 9 関西学院大阪インターナショナルスクール

（関西学院長）

第5条 前条に掲げる学校全般を関西学院と称し、この学院に関西学院長を置く。

- 2 関西学院長は建学の精神に則り、キリスト教主義に基づく教育を推進するにあたり関西学院を統理する。

### 第3章 機関の設置

（役員、評議員及び会計監査人の設置）

第6条 この法人には次の役員を置く。

- 1 理事 25名
- 2 監事 4名
- 2 この法人に評議員36名を置く。
- 3 この法人に会計監査人1名を置く。

（理事選任機関）

第7条 この法人に次の理事選任機関を置く。

- 1 理事会
- 2 評議員会
- 2 理事選任機関の構成員及び運営は次の各号に掲げるところによる。
  - 1 理事会 理事会の構成及び運営による

2 評議員会 評議員会の構成及び運営による

- 3 監事又は評議員会は理事選任機関に対して必要な報告又は求めを行おうとするときは、理事長に対し、理事選任機関の招集を請求することができる。この場合において、理事選任機関招集権者は理事選任機関を招集しなければならない。

第4章 理事会及び理事

第1節 理事の選任及び解任等

(理事の選任)

第8条 評議員会以外の理事選任機関が理事を選任するときは、あらかじめ評議員会の意見を聴かなければならない。

2 理事は、次の各号に掲げる者とする。

- 1 関西学院長（以下「院長」という。）であり、理事会において選任した者 1名
  - 2 関西学院大学長であり、理事会において選任した者 1名
  - 3 関西学院短期大学長、関西学院高等部長、関西学院千里国際高等部校長、関西学院中学部長、関西学院千里国際中等部校長、関西学院初等部長、関西学院幼稚園長及び関西学院大阪インターナショナルスクール校長のうちから、理事会において選任した者 2名
  - 4 関西学院宗教総主事であり、理事会において選任した者 1名
  - 5 関西学院事務局長であり、理事会において選任した者 1名
  - 6 評議員会において選任した者 6名
  - 7 学識経験者、関西学院同窓会員及びこの法人の教育に理解ある者のうちから、理事会において選任した者 7名
  - 8 次期理事長候補者によって推薦された者であって、理事会において選任した者 6名
- 3 理事になる者は、就任時又は再任時に満75歳未満でなければならない。

(理事長)

第9条 理事長は、理事会において選定される。理事長の解職についても、同様とする。

- 2 理事長は、この法人を代表し、その業務を総理する。
- 3 理事長に事故あるときは、業務執行理事のうちから、あらかじめ理事会において定めた順位に従い、当該理事が、その職務を行う。
- 4 理事長以外の理事は、この法人の業務についてこの法人を代表しない。
- 5 理事長は、3任期をもって限度とする。

(理事の任期、退任及び解任)

第10条 理事の任期は選任後3年以内に終了する会計年度のうち最終のものに関する定時評議員会の終結の時までとする。ただし、任期満了前に退任した理事の補欠として選任された理事の任期は、前任者の残任期間とする。

2 理事は次の事由によって退任する。

1 第8条第2項第1号から第5号に規定する理事は、その職を退いたとき

2 辞任

3 死亡

3 理事が次の各号のいずれかに該当するときは、当該理事を選任した理事選任機関の決議によって解任することができる。

1 法令の規定又はこの寄附行為に著しく違反したとき

2 職務上の義務に違反し、又は職務を怠ったとき

3 心身の故障のため、職務の執行に支障があり、又はこれに堪えないとき

4 理事としてふさわしくない重大な非行があったとき

4 理事は、第6条に定める定数を下回ることとなったときは、任期満了又は辞任により退任した後も、後任の理事が選任されるまでは、なお理事としての権利義務を有する。

5 理事は、再任されることができる。

(副理事長)

第11条 理事会は理事のうち2名以内を副理事長に選定することができる。副理事長を解職するときも同様とする。

2 副理事長は、寄附行為に規定する理事長の職務を補佐する。

3 副理事長の任期は、理事会の議決による。

(常務理事)

第12条 理事会は理事のうち1名を常務理事に選定する。常務理事を解職するときも同様とする。

2 常務理事は理事長及び副理事長を補佐する。

3 常務理事は理事長の指示に従い法人の常務を処理する。

4 常務理事の任期は、理事会の議決による。

(常任理事)

第13条 理事会は理事長の推薦する理事8名以内を常任理事に選定する。常任理事を解職するときも同様とする。

2 常任理事は理事長及び副理事長の補佐の任に当たる。

3 理事長は必要に応じ理事会の同意を得て、常任理事に特定の職務を担当させることができる。

(業務執行理事)

第14条 副理事長、常務理事及び常任理事をもって私立学校法第37条第4項の業務執行理事とする。

(理事の報告義務)

第15条 理事長及び業務執行理事は3カ月に1回以上、自己の職務の執行の状況を理事会に報告しなければならない。

## 第2節 理事会

(理事会)

第16条 理事会は、この法人の業務を決し、理事の職務の執行を監督する。

2 理事会は理事長が招集する。

3 理事長に事故あるとき、又は理事長が欠けたときは、第9条第3項に規定する理事が理事会を招集する。

4 理事会を招集するには、事前に各理事及び各監事に対して、日時、場所、議題及び出席できない場合の意思表示の方法等を書面又は電磁的方法により通知しなければならない。

5 前項の通知は、会議の1週間前までに発しなければならない。ただし、緊急を要する場合はこの限りではない。

6 前2項の規定にかかわらず、理事会は、理事及び監事の全員の同意があるときは、招集の手続を経ることなく開催することができる。

7 理事会に議長を置き、理事長をもって充てる。ただし、第21条第2項の規定に基づき理事会を招集した場合における理事会の議長は、出席理事の互選によって定める。

8 理事長以外の理事は、理事長に対し、会議の目的である事項を示して、理事会の招集を請求することができる。理事長が請求のあった日から5日以内に、その請求の日から2週間以内の日を理事会の日とする理事会の招集の通知を発しない場合には、招集を請求した理事は理事会を招集することができる。

9 理事会の決議は法令及びこの寄附行為に別段の定めがある場合を除くほか、議決に加わることができる理事の過半数が出席し、その過半数をもって行う。

10 理事会の議事について特別の利害関係を有する理事は、議決に加わることができない。

- 11 理事は、書面又は電磁的方法により理事会の議決に加わることができる。
- 12 理事会の議事については議事録を作成し、署名人（議長、書記及び出席した監事全員）がこれに署名又は記名押印することを要する。

（常務委員会）

第17条 理事会に常務委員会を置き、理事会から委任された業務を決定し処理する。常務委員会が決定し処理する業務は別に定める。

- 2 常務委員会は理事長、副理事長、常務理事、常任理事、寄附行為第8条第2項第1、2、3、4号及び第5号に規定する理事並びに理事会において選任された理事若干名をもって構成し、理事長を議長とする。

（理事会の決議事項）

第18条 次の事項は理事会の決議を要する。

- 1 重要な資産の処分及び譲受け
- 2 多額の借財
- 3 この法人の設置する学校の校長その他重要な役割を担う教職員の選任及び解任
- 4 従たる事務所その他の重要な組織の設置、変更及び廃止
- 5 理事の職務の執行が法令及び寄附行為に適合することを確保するための体制その他この法人の業務の適正を確保するために必要なものとして私立学校法施行規則で定める体制の整備
- 6 役員及び評議員に対する報酬等（報酬、賞与その他の職務遂行の対価として受ける財産上の利益及び退職手当をいう。以下同じ。）の支給の基準の策定又は変更
- 7 予算及び事業計画並びに事業に関する中期的な計画の作成又は変更
- 8 決算及び事業の実績、事業報告書
- 9 資産の管理及び処理
- 10 基本金の組入計画とその変更
- 11 教職員の任免、俸給の決定及びその職務に関する事項
- 12 職制に関する事項
- 13 学制及び学則に関する事項
- 14 理事の選任及び解任（理事会において選任する理事に限る）
- 15 評議員の選任及び解任（理事会において選任する評議員に限る）
- 16 新たな義務の負担又は権利の放棄
- 17 その他この法人の業務に関する事項

## 第5章 監事

### (監事の選任)

第19条 監事は評議員会の決議によって選任する。

- 2 監事は、この法人の理事、評議員、教職員又は子法人役員（監事若しくは監査役又はこれらに準ずるものを除く。）若しくは子法人に使用される者を兼ねてはならない。
- 3 監事は、役員又は2人以上の評議員と特別利害関係を有している者であってはならない。
- 4 第1項の選任にあたっては、監事の独立性を確保し、かつ、利益相反を適切に防止することができる者を選任するものとする。
- 5 監事になる者は、就任時又は再任時に満75歳未満でなければならない。

### (常勤監事の選定及び解職)

第20条 監事のうち1名を常勤監事とし、評議員会において選定する。常勤監事を解職するときも、同様とする。

### (監事の職務)

第21条 監事は、次の各号に掲げる職務を行う。

- 1 この法人の業務及び財産の状況並びに理事の職務の執行の状況を監査すること
  - 2 この法人の業務及び財産の状況並びに理事の職務の執行の状況について、毎会計年度、監査報告を作成し、当該会計年度終了後3カ月以内に理事会及び評議員会に提出すること
  - 3 この法人の業務若しくは財産又は理事の職務の執行の状況に関し不正の行為又は法令若しくは寄附行為に違反する重大な事実があることを発見したとき又は不正の行為がなされ、若しくは法令若しくは寄附行為の重大な違反が生ずるおそれがあると認めるときは、これを理事会及び評議員会並びに文部科学大臣（当該報告が理事の業務の執行に関するものであるときは理事選任機関を含む。）に報告すること
  - 4 前号の報告をするために必要があるときは、理事長に対して理事会及び評議員会又は理事選任機関の招集を請求すること
  - 5 この法人の業務若しくは財産の状況又は理事の職務の執行の状況について、理事会及び評議員会に出席して意見を述べること
- 2 前項第4号の請求があった日から5日以内に、その請求があった日から2週間以内の日を理事会又は評議員会の日とする理事会又は評議員会の招集の通知が発せられない場合には、その請求をした監事は、理事会又は評議員会を招集することができる。理事選

任機関の招集を請求した場合も、同様とする。

- 3 監事は、理事がこの法人の目的の範囲外の行為その他法令若しくはこの寄附行為に違反する行為をし、又はこれらの行為をするおそれがある場合において、当該理事の行為によってこの法人に著しい損害が生ずるおそれがあるときは、当該理事に対し、当該行為をやめることを請求する訴えを提起することができる。

(監事の任期、退任及び解任)

第22条 監事の任期は選任後4年以内に終了する会計年度のうち最終の会計年度のものに関する定時評議員会の終結の時までとする。ただし、任期の満了前に退任した監事の補欠として選任された監事の任期は、前任者の残任期間とする。

- 2 監事は、次の事由によって退任する。

- 1 辞任
- 2 死亡

第23条 監事が次の各号のいずれかに該当するときは、評議員会の決議によって解任することができる。

- 1 法令の規定又はこの寄附行為に著しく違反したとき
  - 2 心身の故障のため、職務の執行に支障があり、又はこれに堪えないとき
  - 3 職務上の義務に違反し、又は職務を怠ったとき
  - 4 監事としてふさわしくない重大な非行があったとき
- 2 監事の職務の執行に関し不正の行為又は法令若しくはこの寄附行為に違反する重大な事実があったにもかかわらず、当該監事を解任する旨の議案が評議員会において否決されたときは、評議員は、当該評議員会の日から30日以内に、訴えをもって当該監事の解任を請求することができる。
- 3 監事は、2任期をもって限度とする。ただし、前任者の補欠として選任された場合の任期は含まないものとする。

第24条 監事は、第6条に定める定数を下回ることとなったときは、任期の満了又は辞任により退任した後も、後任の監事が選任されるまでは、なお、監事としての権利義務を有する。

(監事の選任若しくは解任又は辞任に関する手続)

第25条 理事は、監事の選任に関する議案を評議員会に提出するには、監事の過半数の同意を得なければならない。

- 2 監事は、理事に対し、監事の選任を評議員会の会議の目的とすること又は監事の選任



に関する議案を評議員会に提出することを請求することができる。

- 3 監事は、評議員会において、監事の選任若しくは解任又は辞任について意見を述べる  
ことができる。
- 4 監事を辞任した者は、辞任後最初に招集される評議員会に出席して、辞任した旨及び  
その理由を述べるができる。
- 5 理事長は、前項の者に対し、同項の評議員会を招集する旨並びにその日時及び場所を  
通知しなければならない。

(調査権限等)

第26条 監事は、いつでも、理事及び教職員に対して事業の報告を求め、又はこの法人の  
業務及び財産の状況の調査をすることができる。

- 2 監事は、その職務を行うため必要があるときは、この法人の子法人に対して事業の報  
告を求め、又はその子法人の業務及び財産の状況の調査をすることができる。
- 3 監事は、その職務を行うため必要があるときは、会計監査人に対してその監査に関す  
る報告を求めることができる。
- 4 監事は、理事が評議員会に提出しようとする議案、書類その他私立学校法施行規則で  
定めるものを調査し、法令若しくはこの寄附行為に違反し、又は著しく不当な事項があ  
ると認めるときは、その調査の結果を評議員会に報告しなければならない。
- 5 監事は、必要と認めた会議に出席することができる。

## 第6章 評議員及び評議員会

### 第1節 評議員の選任及び解任等

(評議員の選任)

第27条 評議員は次の各号に掲げる者とする。

- 1 福音主義に立つ教役者で評議員会において選任した者 4名
- 2 在日宣教師で評議員会において選任した者 2名
- 3 この法人の設置する学校を卒業した者で満年齢25歳以上のものうちから、理事会  
において選任した者 10名
- 4 この法人の設置する学校の在学者の父母、若しくは保護者のうちから、評議員会に  
おいて選任した者 2名
- 5 この法人に関係ある学識経験者のうちから、理事会において選任した者 2名
- 6 この法人の専任教職員のうちから、選挙された者 11名
- 7 この法人に功労のある者及びこの法人の設置する学校の教育に理解ある者のうちか

ら、理事会において選任した者 5名

2 評議員になる者は、就任時又は再任時に満75歳未満でなければならない。

(評議員の任期、退任及び解任)

第28条 評議員の任期は、選任後3年以内に終了する会計年度のうち最終のものに関する定時評議員会の終結の時までとする。ただし、任期の満了前に退任した評議員の補欠として選任された評議員の任期は、前任者の残任期間とする。

2 評議員は次の事由によって退任する。

1 前条第1項第1号、2号、4号及び第6号に規定する評議員は、その選任の条件となっている職又は地位を退いたとき

2 辞任

3 死亡

第29条 評議員が次の各号のいずれかに該当するときは、当該評議員を選任したものの決議によって解任することができる。

1 法令の規定又はこの寄附行為に著しく違反したとき

2 心身の故障のため、職務の執行に支障があり、又はこれに堪えないとき

3 職務上の義務に違反し、又は職務を怠ったとき

4 評議員としてふさわしくない重大な非行があったとき

2 評議員は、再任されることができる。

3 評議員は、第6条に定める定数を下回ることとなったときは、任期の満了又は辞任により退任した後も、後任の評議員が選任されるまでは、なお、評議員としての権利義務を有する。

## 第2節 評議員会

(評議員会)

第30条 評議員会は、法令に別段の定めがある場合を除き、理事会の決議に基づき理事長が招集する。

2 評議員会を招集する場合には、理事会において、次に掲げる事項を定め、評議員に対し、書面又は電磁的方法（評議員の承諾を得た場合に限り。）により通知しなければならない。ただし、評議員の全員の同意があるときはこの限りでない。

1 会議の日時及び場所

2 会議の目的である事項があるときは、当該事項

3 会議の目的である事項に係る議案（当該目的である事項が議案となるものを除

く。)について、議案が確定しているときはその概要、議案が確定していないときはその旨

#### 4 私立学校法施行規則で定める事項

- 3 前項の通知は、会議の1週間前までに発しなければならない。
- 4 評議員会は、定時評議員会として毎年度6月に開催する。
- 5 評議員会に議長を置き、評議員の互選で定める。
- 6 評議員の総数の10分の1以上の評議員は、共同して、理事長に対し、評議員会の目的である事項及び招集の理由を示して、評議員会の招集を請求することができる。
- 7 前項の規定による請求があった日から30日以内の日を評議員会の日とする評議員会の招集の通知が発せられない場合には、同項の規定による請求をした評議員は、共同して、文部科学大臣の許可を得て、評議員会を招集することができる。
- 8 評議員の総数の10分の1以上の評議員は、共同して、理事長に対し、一定の事項を評議員会の会議の目的とすることを請求することができる。この場合において、その請求は、評議員会の日から30日前までにしなければならない。
- 9 評議員会の決議は、議決に加わることができる評議員の過半数が出席し、その過半数をもって行う。
- 10 評議員会の議事について特別の利害関係を有する評議員は、議決に加わることができない。
- 11 理事長、院長、業務執行理事及び監事は、評議員会に出席するものとする。
- 12 理事長、院長、業務執行理事及び監事は評議員会において、評議員から特定の事項について説明を求められた場合には、当該事項について必要な説明をしなければならない。
- 13 評議員は、書面又は電磁的方法により評議員会の議決に加わることができる。
- 14 評議員会の議事については議事録を作成し、署名人（議長、書記及び出席した監事全員）がこれに署名又は記名押印することを要する。

(評議員会の職務等)

第31条 評議員会は、この法人の業務若しくは財産の状況又は役員の仕事執行の状況について、役員に対して意見を述べ、若しくはその諮問に答え、又は役員から報告を徴することができる。

- 2 法令及びこの寄附行為に定めがある場合のほか、次に掲げる事項については評議員会の決議を要する。

- 1 学校及びこれに準ずるものの設廃
  - 2 この法人の運営上重大なる支障をきたすような予算外の新たな義務の負担又は権利の放棄
  - 3 寄附行為の変更（軽微な変更として私立学校法施行規則で定めるものを除く）
  - 4 合併
  - 5 私立学校法第109条第1項第1号に基づく解散
  - 6 解散した場合における残余財産の帰属者の選定
  - 7 理事の選任及び解任（評議員会において選任する理事に限る）
  - 8 評議員の選任及び解任（評議員会において選任する評議員に限る）
- 3 前項の規定にかかわらず、次の決議は、議決に加わることができる評議員の数の3分の2以上に当たる多数をもって行わなければならない。
- 1 監事の解任
  - 2 私立学校法第92条第1項に規定する決議
- 4 理事会は、次に掲げる事項についての決定をするときは、あらかじめ評議員会の意見を聴かななければならない。
- 1 重要な資産の処分又は譲受け
  - 2 多額の借財
  - 3 予算及び事業計画（事業に関する中期的な計画を含む）の作成又は変更
  - 4 役員及び評議員に対する報酬等（報酬、賞与その他の職務遂行の対価として受ける財産上の利益及び退職手当をいう。以下同じ。）の支給の基準の策定又は変更
  - 5 寄付金品の募集に関する事項
  - 6 剰余金の処分に関する事項
  - 7 寄附行為の変更（軽微な変更として私立学校法施行規則で定めるものに限る）及び寄附行為施行細則に関する事項
  - 8 その他この法人の業務に関する重要事項で理事会が必要と認めた事項（理事の行為の差止め）

第32条 評議員会は、理事がこの法人の目的の範囲外の行為その他法令若しくはこの寄附行為に違反する行為をし、又はこれらの行為をするおそれがある場合において、当該行為によってこの法人に回復することができない損害が生ずるおそれがあるときは、監事に対し、第21条第3項の請求をする訴えの提起を求めることができる。

- 2 前項の場合において、当該行為によってこの法人に回復することができない損害が生

ずるおそれがあるにもかかわらず、評議員会において前項の請求を行うことを監事に求める旨の決議が否決されたとき、又は当該請求を行うことを監事に求める旨の評議員会の決議があった後遅滞なく当該請求その他の手続が行われないときは、評議員は、当該理事に対し、当該行為をやめることを請求する訴えを提起することができる。

(責任追及の訴えの求め)

第33条 評議員会は、役員、会計監査人又は清算人が任務を怠ったことによってこの法人に損害が生じた場合には、監事、会計監査人又は清算人の責任を追及する場合は理事長に対し、若しくは理事の責任を追及する場合には監事に対し、書面又は電磁的方法により、責任を追及する訴えの提起を求めることができる。

#### 第7章 理事会と評議員会の協議

(理事会及び評議員会の協議)

第34条 この法人に、理事・評議員協議会を置き、理事長を議長とする。

- 2 法令又はこの寄附行為の定めるところにより理事会の決議及び評議員会の決議を必要とする事項について理事会と評議員会の決議が異なる場合に、理事会又は評議員会は、理事長に対し、理事・評議員協議会の開催を求めることができる。この場合において、理事長は、求めのあった日から1カ月以内に、理事・評議員協議会を招集しなければならない。
- 3 理事・評議員協議会は、理事会選出委員及び評議員会選出委員をもって構成する。ただし、両選出委員は同数とする。
- 4 理事・評議員協議会の決議は、構成員の過半数が出席し、その過半数をもって行う。
- 5 理事会及び評議員会は、理事・評議員協議会の決議の結果を十分に尊重して、再度決議を行わなければならない。

#### 第8章 顧問

(顧問)

第35条 この法人に顧問若干名を置くことができる。

- 2 顧問は、学識経験者及びこの法人の教育理解者のうちから、理事会の承認を得て理事長が委嘱する。
- 3 顧問は、この法人の重要な事項について、理事長の諮問に応え意見を述べる。
- 4 顧問は、理事長の要請に応じ、理事会に出席して意見を述べることができる。
- 5 顧問の任期は3年とする。ただし、再任されることができる。

#### 第9章 会計監査人

## 第1節 選任及び解任等

### (会計監査人の選任)

第36条 会計監査人は評議員会の決議によって選任する。

### (会計監査人の任期)

第37条 会計監査人の任期は選任後1年以内に終了する会計年度のうち最終のものに関する定時評議員会の終結の時までとする。ただし、その定時評議員会において別段の決議がされなかったときは、再任されたものとみなす。

### (会計監査人の解任)

第38条 会計監査人が次の各号のいずれかに該当するときは、評議員会の決議によって解任することができる。

1 職務上の義務に違反し、又は職務を怠ったとき

2 会計監査人としてふさわしくない非行があったとき

3 心身の故障のため、職務の執行に支障があり、又はこれに堪えないとき

2 監事は、会計監査人が、前項各号のいずれかに該当すると認めるときであって、評議員会の招集を待ついとまがないときその他緊急を要するときは、監事全員の合意により、会計監査人を解任することができる。この場合、常勤監事は、会計監査人を解任した旨及び解任の理由を、解任後最初に招集される評議員会に報告しなければならない。

### (会計監査人の選任及び解任等に関する手続)

第39条 評議員会に理事が提出する会計監査人の選任及び解任並びに会計監査人を再任しないことに関する議案の内容は、監事が決定する。

2 前項の規定による議案の内容の決定は、監事の過半数の合意によって行わなければならない。

3 会計監査人は、会計監査人の選任、解任若しくは不再任又は辞任について、評議員会に出席して意見を述べることができる。

4 会計監査人を辞任した者は、辞任後最初に招集される評議員会に出席して、辞任した旨及びその理由を述べるができる。

5 理事長は、前項の者に対し、評議員会を招集する旨並びにその日時及び場所を通知しなければならない。

### (会計監査人に欠員を生じた場合の措置)

第40条 会計監査人が欠けた場合において、遅滞なく会計監査人が選任されないときは、監事は、一時会計監査人の職務を行うべき者を選任しなければならない。

## 第2節 会計監査人の職務等

### (会計監査人の職務等)

第41条 会計監査人は、法令で定めるところにより、この法人の計算書類（貸借対照表及び収支計算書をいう。以下同じ。）及びその附属明細書並びに財産目録を監査して会計監査報告を作成し、監事及び理事会に提出する。

2 会計監査人は、いつでも、次に掲げる請求をし、又は理事及び教職員に対し、会計に関する報告を求めることができる。

1 会計帳簿又はこれに関する資料が書面をもって作成されているときは、当該書面又は当該書面の写しの閲覧の請求

2 前号の書面の謄本又は抄本の交付の請求

3 会計帳簿又はこれに関する資料が電磁的記録をもって作成されているときは、当該電磁的記録に記録された事項を法令で定める方法により表示したものの閲覧の請求

4 前号の電磁的記録に記録された事項を電磁的方法であつてこの法人の定めたものにより提供することの請求又はその事項を記載した書面の交付の請求

3 会計監査人は、その職務を行うため必要があるときは、この法人の子法人に対して会計に関する報告を求め、又はこの法人若しくはその子法人の業務及び財産の状況の調査をすることができる。

## 第10章 予算、事業計画、決算、事業報告

### (資産)

第42条 この法人の資産は次のとおりとする。

1 財産目録記載の財産

2 授業料、入学金及び入学検定料

3 資産から生ずる果実

4 この寄附行為の精神に賛同してなされる一切の寄付金品

5 その他の収入

### (資産の区分)

第43条 この法人の資産はこれを分けて基本財産及び運用財産とする。

2 基本財産は、この法人の設置する学校に必要な施設及び設備又はこれらに要する資金とし、財産目録中基本財産の部に記載する財産及び将来基本財産に編入される財産とする。

3 運用財産は、この法人の設置する学校の経営に必要な財産とし、財産目録中運用財産

の部に記載する財産及び将来運用財産に編入される財産とする。

4 寄付金品について寄付者の指定がある場合には、その指定に従って基本財産又は運用財産に編入する。

(基本財産の処分等の制限)

第44条 基本財産及び運用財産中の積立金はこれを消費し又は担保に供してはならない。

ただし、この法人の事業の遂行上やむを得ない事由があるときは、理事会の決議をもってその一部に限り処分することができる。

(基本財産及び運用財産)

第45条 基本財産及び運用財産等は、確実な有価証券を購入し、又は確実な信託銀行に信託し、又は確実な銀行に定期預金とし、若しくは定額郵便貯金等として理事長が管理する。

(経費の支弁)

第46条 この法人の設置する学校の経営に要する費用は、基本財産並びに運用財産中の不動産及び積立金から生ずる果実、授業料収入、入学金収入、検定料収入、その他の収入及び運用財産をもって支弁する。

(会計)

第47条 この法人の会計は、学校法人会計基準により行う。

(会計年度)

第48条 この法人の会計年度は、毎年4月1日に始まり翌年3月31日に終る。

(事業報告及び決算)

第49条 この法人の事業報告及び決算については、毎会計年度終了後、理事長が次の書類を作成し、監事の監査を受け、かつ、第3号から第5号までの書類について会計監査人の監査を受けた上で、理事会の承認を受けなければならない。

1 事業報告

2 事業報告の附属明細書

3 計算書類

4 計算書類の附属明細書

5 財産目録

2 理事長は、前項の承認を受けた書類のうち、第1号、第3号及び第5号の書類の内容を毎年度6月に開催する定時評議員会に報告し、その意見を聴かななければならない。

3 決算上剰余を生じたときは、その一部又は全部を基本財産若しくは運用財産中の積立



金に編入し又は次会計年度に繰り越すものとする。

(財産目録の備置き及び閲覧等)

第50条 この法人は、毎会計年度終了後3カ月以内に役員等名簿（役員及び評議員の氏名及び住所を記載した名簿をいう。以下第3項及び第61条第2号において同じ。）を作成しなければならない。

2 この法人は、前条第1項各号及び前項の書類、監査報告、会計監査報告、役員及び評議員に対する報酬等の支給の基準を記載した書類並びにこの寄附行為を事務所に備えて置き、請求があった場合には、正当な理由がある場合を除いて、これを閲覧に供し又はこれらの書類の謄本若しくは抄本を交付しなければならない。

3 前項の規定にかかわらず、この法人は、役員等名簿について評議員以外の者から同項の請求があった場合には、役員等名簿に記載された事項中、個人の住所に係る記載の部分を除外して、同項の閲覧をさせ又は交付をすることができる。

(資産総額の登記)

第51条 この法人の毎会計年度末の資産総額は、会計年度終了後3カ月以内に登記されなければならない。

(予算、事業計画及び事業に関する中期的な計画)

第52条 予算及び事業計画は、毎会計年度開始前に理事長が編成し、理事会において決議する。これに変更を加えようとするときも同様とする。

2 事業に関する中期的な計画は、理事会で定める期間ごとに理事長が編成し、理事会において決議する。これに変更を加えようとするときも同様とする。

第11章 役員及び評議員の報酬並びに責任の減免

(役員及び評議員の報酬)

第53条 役員及び評議員に対して、別に定める報酬等の支給の基準に従って算定した額を報酬等として支給することができる。

2 会計監査人に対する報酬等は、監事の過半数の同意を得て、理事会において定める。

(役員、評議員又は会計監査人の損害賠償責任)

第54条 役員、評議員又は会計監査人は、その任務を怠ったときは、この法人に対し、これによって生じた損害を賠償する責任を負う。

2 前項の責任は、議決に加わることができる評議員全員の同意がなければ、全部免除することができない。

(責任の免除)

第55条 前条第2項の規定にかかわらず、役員又は会計監査人が任務を怠ったことによって生じた損害についてこの法人に対し賠償する責任は、職務を行うにつき善意でかつ重大な過失がなく、その原因や職務執行状況などの事情を勘案して特に必要と認める場合には、役員又は会計監査人が賠償の責任を負う額から私立学校法第92条の規定に基づく最低責任限度額を控除して得た額を限度として理事会の決議によって免除することができる。

- 2 理事は、前項の規定に基づく責任の免除（理事の責任の免除に限る。）に関する議案を理事会に提出するには、各監事の同意を得なければならない。
- 3 第1項の決議を行ったときは、理事長は、遅滞なく、私立学校法第92条第2項各号に掲げる事項及び責任を免除することに異議がある場合には1カ月以内に当該異議を述べるべき旨を評議員に通知しなければならない。
- 4 評議員の総数の10分の1以上の評議員が前項の期間内に同項の異議を述べたときは、第1項の規定に基づく責任の免除をしてはならない。
- 5 第1項の決議があった場合において、当該決議後に同項の役員又は会計監査人に対し退職慰労金その他の私立学校法施行規則で定める財産上の利益を与えるときは、評議員会の決議による承認を受けなければならない。

（責任限定契約）

第56条 第54条第2項の規定にかかわらず、理事（理事長、業務執行理事及びこの法人の教職員である理事を除く。）、監事又は会計監査人（以下この条において「非業務執行理事等」という。）が任務を怠ったことによって生じた損害についてこの法人に対し賠償する責任は、当該非業務執行理事等が職務を行うにつき善意でかつ重大な過失がないときは、金120万円以上であらかじめ定めた額と私立学校法第92条の規定に基づく最低責任限度額とのいずれか高い額を限度とする旨の契約を非業務執行理事等と締結することができる。

## 第12章 寄附行為の変更

（寄附行為の変更）

第57条 この寄附行為を変更しようとするときは、理事会において理事総数の4分の3以上の決議及び評議員会の決議（軽微な変更として私立学校法施行規則で定めるものについては、評議員会への意見聴取）を得て、文部科学大臣の認可を受けなければならない。ただし、この寄附行為第3条を変更しようとするときは、理事全員の決議及び評議員会の決議を要する。

2 前項の規定にかかわらず、私立学校法施行規則に定める寄附行為変更の届出事項については、あらかじめ評議員会の意見聴取を行った上で、理事会において理事総数の4分の3以上の決議を得て、文部科学大臣に届け出なければならない。

### 第13章 解散及び合併

#### (解散)

第58条 この法人は私立学校法第109条第1項各号に掲げる事由により解散する。ただし、私立学校法第109条第1項第1号に掲げる事由による解散については、理事会において理事総数の4分の3以上の決議及び評議員会の決議を必要とする。

2 前項のうち、私立学校法第109条第1項第1号及び第3号に掲げる事由による解散は文部科学大臣の認可を受けなければその効力を生じない。

#### (残余財産の帰属者)

第59条 この法人を解散する場合には、残余財産はこの寄附行為第3条の趣旨に基づいてキリスト教主義の教育を施す他の学校法人その他教育の事業を行う者に寄付する。

#### (合併)

第60条 合併しようとするときは理事会において理事総数の4分の3以上の決議及び評議員会の決議を得なければならない。

2 合併は文部科学大臣の認可を受けなければその効力を生じない。

### 第14章 補則

#### (情報の公表)

第61条 この法人は、次の各号に掲げる場合の区分に応じ、遅滞なく、インターネットの利用により、当該各号に定める事項を公表しなければならない。

- 1 寄附行為若しくは寄附行為変更の認可を受けたとき、又は寄附行為変更の届出をしたとき 寄附行為の内容
- 2 計算書類及び事業報告書並びにこれらの附属明細書、監査報告、会計監査報告、財産目録、役員等名簿並びに役員及び評議員に対する報酬等の支給の基準を記載した書類を作成したとき これらの書類の内容

#### (公告の方法)

第62条 この法人の公告は、この法人のホームページに掲載する方法により行う。

#### (施行細則)

第63条 この寄附行為の施行についての細則は、理事会において定める。

### 附 則

- 1 この寄附行為は、1951年（昭和26年）3月22日から施行する。  
1951年（昭和26年）3月22日文部大臣認可
- 2 この寄附行為は、1954年（昭和29年）8月27日から改正施行する。  
1954年（昭和29年）8月27日文部大臣認可
- 3 この寄附行為は、1958年（昭和33年）6月26日から改正施行する。  
1958年（昭和33年）6月26日文部大臣認可
- 4 この寄附行為は、1960年（昭和35年）6月21日から改正施行する。  
1960年（昭和35年）6月21日文部大臣認可
- 5 この寄附行為は、1967年（昭和42年）6月21日から改正施行する。  
1967年（昭和42年）6月21日文部大臣認可
- 6 この寄附行為は、1968年（昭和43年）10月3日から改正施行する。  
1968年（昭和43年）10月3日文部大臣認可
- 7 この寄附行為は、1969年（昭和44年）6月1日から改正施行する。  
1969年（昭和44年）6月1日文部大臣認可
- 8 この寄附行為は、1971年（昭和46年）11月26日から改正施行する。  
1971年（昭和46年）11月26日文部大臣認可
- 9 この寄附行為は、1973年（昭和48年）12月13日から改正施行する。  
1973年（昭和48年）12月13日文部大臣認可
- 10 この寄附行為は、1975年（昭和50年）7月24日から改正施行する。  
1975年（昭和50年）7月24日文部大臣認可
- 11 この寄附行為は、1976年（昭和51年）4月1日から改正施行する。  
1976年（昭和51年）4月1日文部大臣認可
- 12 この寄附行為は、1976年（昭和51年）5月29日から改正施行する。  
1976年（昭和51年）5月29日文部大臣認可
- 13 この寄附行為は、1976年（昭和51年）10月23日から改正施行する。  
1976年（昭和51年）10月23日文部大臣認可
- 14 この寄附行為は、1977年（昭和52年）4月1日から改正施行する。  
1977年（昭和52年）4月1日文部大臣認可
- 15 この寄附行為は、1978年（昭和53年）2月27日から改正施行する。  
1978年（昭和53年）2月27日文部大臣認可
- 16 この寄附行為は、1983年（昭和58年）6月10日から改正施行する。

- 1983年（昭和58年）6月10日 文部大臣認可
- 17 この寄附行為は、1989年（平成元年）4月1日から改正施行する。  
1989年（平成元年）2月10日 文部大臣認可
- 18 この寄附行為は、1995年（平成7年）4月1日から改正施行する。  
1994年（平成6年）12月21日 文部大臣認可
- 19 この寄附行為は、1997年（平成9年）4月1日から改正施行する。  
1997年（平成9年）3月3日 文部大臣認可
- 20 この寄附行為は、1999年（平成11年）4月1日から改正施行する。  
1998年（平成10年）12月22日 文部大臣認可
- 21 この寄附行為は、2001年（平成13年）4月1日から改正施行する。  
2000年（平成12年）12月21日 文部大臣認可
- 22 この寄附行為は、2002年（平成14年）4月1日から改正施行する。  
2001年（平成13年）5月29日 文部科学大臣認可  
2001年（平成13年）8月1日 文部科学大臣認可
- 23 関西学院大学理学部物理学科、化学科は、改正後の寄附行為第4条第1号の規定にかかわらず、2002年（平成14年）3月31日に当該学科に在学する者が当該学科に在学しなくなるまでの間、存続するものとする。  
2001年（平成13年）5月29日 文部科学大臣認可
- 24 この寄附行為は、2003年（平成15年）4月1日から改正施行する。  
2002年（平成14年）5月29日 文部科学大臣認可  
2002年（平成14年）7月30日 文部科学大臣認可
- 25 この寄附行為は、2003年（平成15年）11月27日から改正施行する。  
2003年（平成15年）11月27日 文部科学大臣認可
- 26 この寄附行為は、2004年（平成16年）4月1日から改正施行する。  
2003年（平成15年）11月27日 文部科学大臣認可  
2004年（平成16年）4月1日 文部科学大臣届出
- 27 関西学院大学大学院理学研究科は、改正後の寄附行為第4条第1号の規定にかかわらず、2004年（平成16年）3月31日に当該研究科に在学する者が当該学科に在学しなくなるまでの間、存続するものとする。  
2004年（平成16年）4月1日 文部科学大臣届出
- 28 この寄附行為は、2005年（平成17年）4月1日から改正施行する。

- 2004年（平成16年）11月30日文部科学大臣認可
- 29 この寄附行為は、2005年（平成17年）5月27日から改正施行する。  
2005年（平成17年）5月27日文部科学大臣認可
- 30 この寄附行為は、2007年（平成19年）4月1日から改正施行する。  
2006年（平成18年）3月10日文部科学大臣認可
- 31 この寄附行為は、2008年（平成20年）4月1日から改正施行する。  
2008年（平成20年）3月24日文部科学大臣届出  
2008年（平成20年）3月28日文部科学大臣認可
- 32 この寄附行為は、2009年（平成21年）4月1日から改正施行する。  
2008年（平成20年）12月24日文部科学大臣認可  
2009年（平成21年）3月25日文部科学大臣認可  
2009年（平成21年）3月27日文部科学大臣届出
- 33 この寄附行為は、2010年（平成22年）4月1日から改正施行する。  
2009年（平成21年）11月14日文部科学大臣届出  
2009年（平成21年）12月17日文部科学大臣認可
- 34 この寄附行為は、2011年（平成23年）10月17日から改正施行する。  
2011年（平成23年）10月17日文部科学大臣認可
- 35 この寄附行為は、2012年（平成24年）9月20日から改正施行する。  
2012年（平成24年）6月29日文部科学大臣届出
- 36 この寄附行為は、2013年（平成25年）4月1日から改正施行する。  
2012年（平成24年）6月29日文部科学大臣届出
- 37 この寄附行為は、2013年（平成25年）4月12日から改正施行する。  
2012年（平成24年）12月21日文部科学大臣認可
- 38 2013年（平成25年）4月12日に就任する理事及び評議員の任期は、第9条第1項及び第20条第1項の規定にかかわらず2016年（平成28年）3月31日までとする。
- 39 この寄附行為は、2014年（平成26年）4月1日から改正施行する。  
2013年（平成25年）4月30日文部科学大臣届出
- 40 この寄附行為は、2013年（平成25年）9月20日から改正施行する。  
2013年（平成25年）6月28日文部科学大臣届出
- 41 この寄附行為は、2013年（平成25年）10月17日から改正施行する。  
2013年（平成25年）10月17日文部科学大臣認可

- 42 この寄附行為は、2015年（平成27年）4月1日から改正施行する。  
2014年（平成26年）4月30日文部科学大臣届出
- 43 この寄附行為は、文部科学大臣認可の日（2015年（平成27年）2月25日）から改正施行する。  
2015年（平成27年）2月25日文部科学大臣認可
- 44 この寄附行為は、2016年（平成28年）4月1日から改正施行する。  
2015年（平成27年）4月21日文部科学大臣届出
- 45 この寄附行為は、2019年（令和元年）9月20日から改正施行する。  
2019年（令和元年）6月25日文部科学大臣届出
- 46 この寄附行為は、2020年（令和2年）4月1日から改正施行する。  
2020年（令和2年）3月2日文部科学大臣認可
- 47 この寄附行為は、2021年（令和3年）4月1日から改正施行する。  
2020年（令和2年）4月27日文部科学大臣届出
- 48 この寄附行為は、2021年（令和3年）4月1日から改正施行する。  
2021年（令和3年）2月3日文部科学大臣認可
- 49 この寄附行為は、2024年（令和6年）4月1日から改正施行する。  
2023年（令和5年）6月19日文部科学大臣届出  
2024年（令和6年）3月27日文部科学大臣認可
- 50 この寄附行為は、2025年（令和7年）4月1日から改正施行する。  
2025年（令和7年）2月17日文部科学大臣認可  
ただし、附則第51項は、2025年（令和7年）3月31日から施行する。
- 51 2025年（令和7年）3月31日に在任する理事、監事及び評議員の任期は、2025年度（令和7年度）の定時評議員会の終結の時まで延長する。ただし、就任の条件となっている職又は地位を退いたときは退任するものとする。